

令和7年度

教育委員会定例会
(1月)

令和8年1月8日(木)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 令和8年1月8日(木) 午後3時

場 所 野里運動公園内クラブハウス

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

(1) 議案第15号 鹿屋市立高等学校学則の一部改正について (P 2)

(2) 議案第16号 社会教育功労者・優良社会教育関係団体表彰について (P 10)

5 報 告

(1) 教育委員の任命について (P 14)

(2) 令和7年12月鹿屋市議会定例会の一般質問について (P 15)

(3) 看護専門学校生に対する市営住宅の紹介について (P 18)

(4) 二十歳のつどいについて (P 19)

(5) 第78回優良公民館表彰(文部科学大臣表彰)の決定について (P 20)

6 動議の討論等

7 その他(お知らせ)

- ・第10回 キッズビジネスタウン®の実施について
- ・鹿屋市美術展について
- ・高校生ミュージカル ヒメとヒコ について
- ・子ども会大会について
- ・寺子屋シンポジウムについて

8 閉 会

議案第15号

鹿屋市立高等学校学則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和8年1月8日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和7年11月21日付で「鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則」が公布されたことに伴い、鹿屋市立高等学校学則の一部を改正するほか、県立高等学校学則に準じて文言の整理を行うため、本案を提出するものである。

鹿屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿屋市立高等学校学則（平成 18 年鹿屋市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「課程終了」を「課程修了」に、「退学」を「入学、退学」に改める。

第 1 条中「中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて」を「、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）その他教育に関する法令に則り」に改める。

第 6 条第 1 項中「及び国民の祝日に関する法律」を「、土曜日及び国民の祝日に関する法律」に改め、同項第 1 号中「4 月 5 日」を「4 月 6 日」に改め、同項第 5 号中「農繁期その他において」を「前各号のほか」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「期間を具し」を「期間を付し」に改める。

第 10 条中「学習の時間」を「探究の時間」に、「教科、科目」を「各教科・科目」に改める。

第 11 条中「学習の時間」を「探究の時間」に改める。

第 12 条中「教科、科目」を「各教科・科目」に、「学習の時間」を「探究の時間」に改める。

第 6 章の章名中「退学」を「入学、退学」に改める。

第 17 条中「第 2 学年以上」を「第 1 学年の途中又は第 2 学年以上」に、「前各学年の課程を修了した者」を「当該学年に在学する者」に改める。

第 19 条第 2 項第 1 号中「兄弟」を「兄弟」に改め、同条第 4 項中「生徒又は」を「生徒は保護者に変更のあったとき又は生徒若しくは」に、「保護者連署の上、直ちに」を「速やかにその旨を」に改める。

第 20 条の前の見出し中「転籍、及び退学」を「留学、転籍及び退学」に改め、同条第 1 項中「転籍、又は退学しようとする者」を「留学、転籍又は退学しようとする者」に、「その理由を具し」を「その理由を付し」に改める。

第 21 条第 1 項中「その理由を具し」を「その理由を付し」に改め、同条第 2 項中「身体検査票」を「健康診断票」に、「歯牙検査票」を「歯の検査票」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 21 条の 2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第 5 条第 1 項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第 22 条第 1 項中「その理由を具し」を「その理由及び期間を付し」に改め、同項ただし書中「診断書」を「証明書等その理由を証するに足る書類」に改める。

第 23 条第 1 項中「その理由を具し」を「その理由及び期日を付し」に改める。

第 26 条第 2 項中「出席停止及び訓戒」を「停学及び訓告」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。

第 28 条中「退学又は出席停止」を「退学又は停学」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鹿屋市立高等学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市立高等学校学則 平成18年1月1日教育委員会規則第15号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日（第5条・第6条）</p> <p>第3章 教育課程及び授業日時数（第7条・第8条）</p> <p>第4章 学習の評価及び<u>課程修了</u>の認定（第9条—第13条）</p> <p>第5章 職員組織（第14条）</p> <p>第6章 <u>入学、退学</u>、転学及び休学（第15条—第23条）</p> <p>第7章 授業料等の徴収（第24条）</p> <p>第8章 賞罰（第25条—第28条）</p> <p>第9章 雑則（第29条）</p> <p>附則</p> <p>（高等学校の目的）</p> <p>第1条 鹿屋市の設置する高等学校（以下「高等学校」という。）は、<u>教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他教育に関する法令に則り</u>高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。</p> <p>（休業日）</p> <p>第6条 休業日は、日曜日、<u>土曜日及び国民の祝日に関する法律</u>（昭和23年法律第178号）に規定する休日のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始休業日 4月1日から<u>4月6日</u>まで</p> <p>(2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(4) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで</p> <p>(5) <u>前各号のほか</u>、校長が必要とする休業日 年間10日以内</p> <p>2 校長は、前項第1号から第4号までに掲げる休業日について、同項の規定により難い事情があるときは、これを変更することができる。この場合</p>	<p>○鹿屋市立高等学校学則 平成18年1月1日教育委員会規則第15号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日（第5条・第6条）</p> <p>第3章 教育課程及び授業日時数（第7条・第8条）</p> <p>第4章 学習の評価及び<u>課程終了</u>の認定（第9条—第13条）</p> <p>第5章 職員組織（第14条）</p> <p>第6章 <u>退学</u>、転学及び休学（第15条—第23条）</p> <p>第7章 授業料等の徴収（第24条）</p> <p>第8章 賞罰（第25条—第28条）</p> <p>第9章 雑則（第29条）</p> <p>附則</p> <p>（高等学校の目的）</p> <p>第1条 鹿屋市の設置する高等学校（以下「高等学校」という。）は<u>中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて</u>高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。</p> <p>（休業日）</p> <p>第6条 休業日は、日曜日 <u>及び国民の祝日に関する法律</u>（昭和23年法律第178号）に規定する休日のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始休業日 4月1日から<u>4月5日</u>まで</p> <p>(2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(4) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで</p> <p>(5) <u>農繁期その他において</u>、校長が必要とする休業日 年間10日以内</p> <p>2 校長は、前項第1号から第4号までに掲げる休業日について、同項の規定により難い事情があるときは、これを変更することができる。この場合</p>

改正後	改正前
<p>において、校長は変更の事由及び<u>期間を付し</u>、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項第5号に規定する休業日について、校長はあらかじめその事由及び<u>期間を付し</u>、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第10条 生徒が学校の定める教育計画に従って科目を履修し、又は総合的な<u>探究の時間</u>において学習活動を行い、その成果が<u>各教科・科目</u>の目標及び総合的な<u>探究の時間</u>のねらいからみて、満足できると認められる場合は、校長はその<u>各教科・科目</u>について、所定の単位又は総合的な<u>探究の時間</u>における学習活動について単位を修得したことを認定する。</p> <p>(単位の認定の時期)</p> <p>第11条 単位の修得の認定は、学年末に行う。この場合において、1科目を2以上の学年にわたって分割履修したとき、又は総合的な<u>探究の時間</u>における学習活動を2以上の学年にわたって行ったときは、学年ごとにその各教科・科目について履修した単位又は総合的な<u>探究の時間</u>における学習活動に係る単位を修得したことを認定するものとし、特に必要がある場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第12条 校長は、74単位以上の<u>各教科・科目</u>及び総合的な<u>探究の時間</u>の単位を修得し、高等学校の所定の教育課程を修了したと認めた者については、卒業を認定する。</p> <p>第6章 <u>入学、退学</u>、転学及び休学</p> <p>第17条 <u>第1学年の途中又は第2学年以上</u>に入学を許可される者は、相当年齢に達し、<u>当該学年に在学する者</u>と同等以上の学力があると認められた者とする。</p> <p>(誓約書)</p>	<p>において、校長は変更の事由及び<u>期間を具し</u>、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項第5号に規定する休業日について、校長はあらかじめその事由及び<u>期間を具し</u>、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第10条 生徒が学校の定める教育計画に従って科目を履修し、又は総合的な<u>学習の時間</u>において学習活動を行い、その成果が<u>教科、科目</u>の目標及び総合的な<u>学習の時間</u>のねらいからみて、満足できると認められる場合は、校長はその<u>教科、科目</u>について、所定の単位又は総合的な<u>学習の時間</u>における学習活動について単位を修得したことを認定する。</p> <p>(単位の認定の時期)</p> <p>第11条 単位の修得の認定は、学年末に行う。この場合において、1科目を2以上の学年にわたって分割履修したとき、又は総合的な<u>学習の時間</u>における学習活動を2以上の学年にわたって行ったときは、学年ごとにその各教科・科目について履修した単位又は総合的な<u>学習の時間</u>における学習活動に係る単位を修得したことを認定するものとし、特に必要がある場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第12条 校長は、74単位以上の<u>教科、科目</u>及び総合的な<u>学習の時間</u>の単位を修得し、高等学校の所定の教育課程を修了したと認めた者については、卒業を認定する。</p> <p>第6章 <u>退学</u>、転学及び休学</p> <p>第17条 <u>第2学年以上</u>に入学を許可される者は、相当年齢に達し、<u>前各学年の課程を修了した者</u>と同等以上の学力があると認められた者とする。</p> <p>(誓約書)</p>

改正後	改正前
<p>第19条 入学を許可された者は、入学後10日以内に保護者連署の上、誓約書（別記第2号様式）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 保護者は、次の資格を有するものでなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、これを変更させることができる。</p> <p>(1) 本人の父母、<u>兄弟</u>、後見人又は縁故者</p> <p>(2) 成年者で独立の生計を営むもの</p> <p>3 保護者を変更したときは、第1項に準じて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>4 <u>生徒は保護者に変更のあったとき又は生徒若しくは保護者の住所氏名等に変動があったときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。</u></p> <p>(転学、<u>留学</u>、<u>転籍及び退学</u>)</p> <p>第20条 <u>転学、留学、転籍又は退学しようとする者は、その理由を付し</u>、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。</p> <p>2 病気による退学の場合においては、医師の証明書を添えなければならない。</p> <p>第21条 転学を志望する生徒があるときは、校長は、<u>その理由を付し</u>、生徒の在学証明書及びその他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>2 校長は転学を許可した場合には、その生徒の従前在学していた学校の校長にその旨を通知する。通知を受けた校長は、速やかにその生徒の指導要録の写（転学して来た生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び進学の場合に送付された指導要録の抄本、<u>健康診断票</u>及び<u>歯の検査票</u>を転学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>3 第19条第1項の規定は、転学を許可された者に準用する。</p> <p><u>第21条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。</u></p> <p><u>2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36単位を超</u></p>	<p>第19条 入学を許可された者は、入学後10日以内に保護者連署の上、誓約書（別記第2号様式）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 保護者は、次の資格を有するものでなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、これを変更させることができる。</p> <p>(1) 本人の父母、<u>兄弟</u>、後見人又は縁故者</p> <p>(2) 成年者で独立の生計を営むもの</p> <p>3 保護者を変更したときは、第1項に準じて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>4 <u>生徒又は保護者の住所氏名等に変動があったときは、保護者連署の上、直ちに校長に届け出なければならない。</u></p> <p>(転学、<u>転籍、及び退学</u>)</p> <p>第20条 転学、<u>転籍、又は退学しようとする者は、その理由を具し</u>、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。</p> <p>2 病気による退学の場合においては、医師の証明書を添えなければならない。</p> <p>第21条 転学を志望する生徒があるときは、校長は、<u>その理由を具し</u>、生徒の在学証明書及びその他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>2 校長は転学を許可した場合には、その生徒の従前在学していた学校の校長にその旨を通知する。通知を受けた校長は、速やかにその生徒の指導要録の写（転学して来た生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び進学の場合に送付された指導要録の抄本、<u>身体検査票</u>及び<u>歯牙検査票</u>を転学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>3 第19条第1項の規定は、転学を許可された者に準用する。</p>

改正後	改正前
<p><u>えない範囲で単位の修得を認定することができる。</u></p> <p><u>3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第5条第1項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。</u></p> <p>(休学)</p> <p>第22条 休学しようとする者は、<u>その理由及び期間を付し</u>、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による場合には、別に医師の<u>証明書等その理由を証するに足る書類</u>を添えなければならない。</p> <p>2 校長は理由を相当と認めるときは、休学を許可することができる。</p> <p>3 休学の期間は3か月以上1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、その期間を延長することができる。</p> <p>(復学)</p> <p>第23条 休学中の者が復学しようとするときは、<u>その理由及び期日を付し</u>、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による休学の場合には別に医師の診断書を添えなければならない。</p> <p>2 校長は、休学の理由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。</p> <p>(授業料等の徴収)</p> <p>第24条 授業料等の徴収に関しては、鹿屋市立高等学校授業料等徴収条例（平成18年鹿屋市条例第190号）の定めるところによる。</p> <p>2 校長は、授業料を滞納中の生徒に対し、その生徒の出席を停止することができる。</p> <p>3 校長は、授業料の滞納が3か月を超える生徒に対しては、退学を命ずることができる。</p> <p>(表彰)</p> <p>第25条 校長は学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。</p>	<p>(休学)</p> <p>第22条 休学しようとする者は、<u>その理由を具し</u>、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による場合には、別に医師の<u>診断書</u>を添えなければならない。</p> <p>2 校長は理由を相当と認めるときは、休学を許可することができる。</p> <p>3 休学の期間は3か月以上1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、その期間を延長することができる。</p> <p>(復学)</p> <p>第23条 休学中の者が復学しようとするときは、<u>その理由を具し</u>、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による休学の場合には別に医師の診断書を添えなければならない。</p> <p>2 校長は、休学の理由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。</p> <p>(授業料等の徴収)</p> <p>第24条 授業料等の徴収に関しては、鹿屋市立高等学校授業料等徴収条例（平成18年鹿屋市条例第190号）の定めるところによる。</p> <p>2 校長は、授業料を滞納中の生徒に対し、その生徒の出席を停止することができる。</p> <p>3 校長は、授業料の滞納が3か月を超える生徒に対しては、退学を命ずることができる。</p> <p>(表彰)</p> <p>第25条 校長は学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(懲戒)</p> <p>第26条 教育上必要があると認めるときは、学校は、生徒に懲戒を加えることができる。</p> <p>2 懲戒は退学、<u>停学及び訓告</u>とする。</p> <p>3 <u>退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。</u></p> <p>(懲戒による退学)</p> <p>第27条 前条に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うことができる。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者</p> <p>(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者</p> <p>(3) 正当の理由がなく出席常でない者</p> <p>(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者</p> <p>(懲戒処分の報告)</p> <p>第28条 第26条に規定する<u>退学又は停学</u>を行ったときは、校長は、速やかに学年、氏名、住所、懲戒の種類及び理由並びに処分年月日その他参考となる事項を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p>	<p>(懲戒)</p> <p>第26条 教育上必要があると認めるときは、学校は、生徒に懲戒を加えることができる。</p> <p>2 懲戒は退学、<u>出席停止及び訓戒</u>とする。</p> <p>3 <u>退学又は出席停止は、校長が行い、訓戒は校長が定めるところにより行う。</u></p> <p>(懲戒による退学)</p> <p>第27条 前条に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うことができる。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者</p> <p>(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者</p> <p>(3) 正当の理由がなく出席常でない者</p> <p>(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者</p> <p>(懲戒処分の報告)</p> <p>第28条 第26条に規定する<u>退学又は出席停止</u>を行ったときは、校長は、速やかに学年、氏名、住所、懲戒の種類及び理由並びに処分年月日その他参考となる事項を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p>

議案第16号

令和7年度 社会教育功労者・優良社会教育関係団体表彰について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和8年1月8日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和7年度社会教育功労者・優良社会教育関係団体の表彰を決定したいので、本案を提出するものである。

令和7年度社会教育功労者・優良社会教育関係団体 表彰者・表彰団体一覧

- 1 本表彰の趣旨
本市において、多年社会教育に尽力し、特に功労のあった個人及び団体を表彰し、その功労に報いるとともに社会教育の一層の振興を図るもの
- 2 今年度表彰者及び表彰団体
令和7年11月19日に開催された第5回社会教育委員の会議において審議・承認された表彰者及び表彰団体は下記のとおり
- 3 表彰式について
令和8年2月10日（火）開催の第6回社会教育委員の会議にて表彰式を開催予定

【 個人 】5名（活動部門・50音順）

社会教育活動部門				
No.	氏名	年齢	推薦者	功労実績等
1	かじき けんし 加治木 賢志 (永野田)	77	田崎地区学習センター館長 吉井 政広	1 田崎地区生涯学習推進協議会長 平成25年度から令和6年度まで、会長として組織の取りまとめや地区住民への生涯学習の啓発及び推進に大きく貢献された。 特に、これまでの『親父の語りもんそや会』をPTAや地域の女性の方々も参加できるよう『校長先生を囲む会』への名称変更へ働きかけするなど、常に事業の開催に対し、前向きにそして真摯に取り組まれてきた。
2	こば なつよし 木場 夏芳 (祓川)	77	祓川小学校 校長 牧野 忠彰	1 祓川「 ^{むらさきと} 村里作り会」会長 平成21年度から令和6年度までの16年間、会長を務められ祓川小学校「総合的な学習の時間」の米作り体験活動においては稲作指導や農機具の提供等を行い児童の貴重な体験活動に寄与された。 (2 祓川小創立140周年記念事業実行委員長) 平成30年度に、実行委員長として祓川小学校の歴史を振り返るとともに、更なる飛躍を願う事業を成功させ、大きな功績を残された。
3	やました みちこ 山下 道子 (今坂)	75	鹿屋市 文化協会 会長 濱田 寛子	1 星塚敬愛園での舞踊指導 日本舞踊中山流社若会の指導者として10年以上星塚敬愛園を訪問し延べ200人以上の入所者や職員の方に舞踊の指導をされ入所者の精神的支援や地域との交流促進に大きく貢献している。(現在も継続) 2 日本舞踊の講師 平成8年から西原学習センターにて月2回の講座の講師を務め、多くの受講生の生き甲斐づくりに貢献している。(現在17年目)

青少年育成部門				
No.	氏名	年齢	推薦者	功労実績等
1	きめしま しんいち 鮫島 新一 (細山田)	69	串良公民館 細山田分館長 中津川 守	1 主任児童委員 平成16年12月から現在まで20年以上務め、串良全地域の児童生徒の各種支援に取り組まれている。 2 スクールガードリーダー 平成29年度から串良地域のスクールガードリーダーとして、域内小中学生の登下校の見守り活動などに積極的に取り組まれている。 3 絵本読み聞かせグループ『れんげ草』代表 令和4年度に仲間を集めて結成し、代表者として絵本の読み聞かせや手品の披露などの活動を細山田小や地域のイベント等で行われている。(現在4年目)

生涯スポーツ振興部門				
No.	氏名	年齢	推薦者	功労実績等
1	にしぐち じゅんいち 西口 純一 (高須)	77	鹿屋市 スポーツ協会長 前野 義春	1 ソフトボールの普及・発展 平成26年1月から令和3年12月まで鹿屋市ソフトボール協会の会長を務め、その中で日本女子ソフトボールリーグ鹿屋大会実行委員長(令和2年～3年)も務められた。現在は鹿屋市ソフトボール協会名誉会長として地域スポーツの活性化に尽力されている。 2 卓球の普及・発展 鹿屋市卓球連盟の理事・副理事長・理事長・会長や、肝属卓球協会の事務局長や鹿児島県卓球連盟評議員を歴任されており、現在は鹿屋市卓球連盟の顧問として地域スポーツの活性化に尽力されている。 3 鹿屋市体育協会理事 平成18年～20年まで理事を務められた。

【 団 体 】 4 団 体 (活 動 部 門)

社会教育活動部門			
No.	団体名	推薦者	功労実績等
1	田崎小学校 読み聞かせグループ 「きらきら」	鹿屋市 PTA 連絡協議会長 今村 和也	平成 22 年に発足し、今年で 15 年目を迎える。 学年を問わず、様々な保護者からの読み聞かせにより、子供たちが様々な本と出会い、本の世界を味わい、豊かな心の育成が図られている。 また、子供たちの家庭読書の推進も図られるとともに、活動を通じて保護者同士のつながりも広がり、相互の家庭教育の充実にも寄与している。
2	鹿屋市 交通安全協会 田崎支部 川西分会	鹿屋市立 田崎小学校 校長 徳永 寛隆	長年にわたり、児童の安全を最優先にした立哨活動を行っている。また、地域の危険箇所や、道路交通状況の変化などの見識も深く、毎年実態に即した安全活動を行っている。 7 年前から本校 1 年生に手作りのランドセル型お守りを作成してくださっている。3 年前からは対象を市内全 23 小学校の 1 年生まで広げ約 1,000 人の児童へお守りを届ける活動を行っており、鹿屋市内児童の交通安全に大いに貢献されている。
生涯スポーツ振興部門			
No.	団体名	推薦者	功労実績等
1	鹿屋市 ラグビーフット ボール協会	鹿屋市 スポーツ協会 長 前野 義春	昭和 63 年に設立し、競技者の親睦、技術の向上と健康の増進を図るとともに、ラグビーフットボール競技の普及及び発展に寄与することを目的として活動している。 特に、競技力の向上のための合宿や加盟団体と相互に協力して小・中学生を対象としたラグビー教室を実施したり、九州のトップチームの招待試合を行い競技の普及を図るなど、スポーツ振興に対する貢献が顕著である。
文化振興部門			
No.	団体名	推薦者	功労実績等
2	鹿屋吹奏楽団	鹿屋市 中央生活学校 運営委員長 米永 淳子	昭和 62 年に発足し、市内唯一の社会人吹奏楽団である。長年にわたり、定期演奏会や、地域行事、学校との連携演奏会などを通じて市民に親しまれており、その存在は鹿屋市の文化的象徴の一つとなっている。(鹿屋市役所制作の鹿屋市白米友好都市記念ソングにも出演) また、学生時代に吹奏楽を経験した若者が、社会人となった後も同団に加入し、音楽活動を継続できる環境を提供しており、音楽を通じて世代を超えた交流を生み出すとともに、地域住民が誇りと愛着を持てるまちづくり、すなわちシビックプライドの醸成にも大いに貢献している。

報告(1) 教育委員の任命について

(教育総務課)

教育委員会委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得るため、令和7年12月議会において鹿屋市長が議案として提出したものを。

結果は全会一致で承認された。

1 任命予定者(再任)

住 所 鹿屋市寿1丁目14番10号
氏 名 遠矢 達一(とおや たついち)
生年月日 昭和42年4月27日

略 歴

学 歴
平成4年3月 熊本大学大学院工学研究科 修了

職 歴 等
平成4年4月 株式会社とおや取締役
平成4年6月 鹿屋本町一番商店街振興組合理事
平成15年8月 株式会社とおや代表取締役社長(現在)
平成17年4月 鹿屋カトリック幼稚園PTA会長
平成24年4月 かのや街のにぎわいづくり協議会副会長
平成25年7月 鹿屋市水道事業審議会委員
平成26年7月 国際ロータリー第2730地区地区大会幹事
平成28年10月 鹿屋市消防団本町分団副分団長
平成29年4月 日本きもの連盟理事
令和元年6月 鹿屋本町一番商店街振興組合専務理事
令和2年4月 鹿屋市消防団本町分団分団長(現在)
令和2年7月 国際ロータリー第2730地区地区大会副実行委員長
令和3年7月 鹿屋西ロータリークラブ会長
令和4年2月 鹿屋市教育委員(現在)
令和4年6月 鹿屋本町一番商店街振興組合理事長(現在)
令和6年5月 鹿屋市水道事業審議会会長
令和7年5月 肝属地区市町教育委員会連絡協議会会長(現在)

2 任期

令和8年2月16日から令和12年2月15日まで(4年間)

1	教育行政（上小原小中学校の施設整備）について	議員名	会派創生（今村議員）
【質問の要旨】			
<p>(1) 平成29年度より施設分離型小中一貫校として運用されている上小原小中学校においては、運動会や音楽発表会などの合同行事の実施により、保護者の負担軽減に繋がっていると評価している。学校運営協議会等では合同での入学式ができないかとの声があることから小・中合同で入学式ができる施設整備を検討する考えはないか。</p>			
【答弁の要旨】			
<p>○ 小中一貫教育とは、小学校と中学校を切れ目なくつなぎ、発達段階に応じて9年間を見通した学びと育ちを保障する教育であり、本市では令和2年度までに全ての中学校区において、小中一貫教育を実施している。</p> <p>○ 上小原小中学校は、施設が近接している利点を生かし、他に先駆けて平成29年度より施設分離型小中一貫校のモデル校として教育活動に取り組んでおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校教員が小学校で授業を行う「乗り入れ授業」 ・ 教職員の合同研修会 ・ 運動会や音楽発表会などの行事の合同実施 <p>などにより、「中1ギャップ」の解消と系統的な教育の推進、特別支援教育・不登校などの教育課題への対応、児童生徒の交流促進、保護者の出会等の負担軽減などに繋がっている。</p> <p>○ 小中学校の施設整備は、学校施設長寿命化計画に基づき実施しており、施設の老朽化の状況や、将来の児童生徒数の推移、財政負担の平準化などを見極めながら、総合的に検討していく必要がある。</p> <p>現段階においては上小原小中学校における新たな施設を整備する考えはないが、まずは現在の施設分離型小中一貫教育の利点を最大限に生かしながら、教育効果の一層の充実を図るとともに、コミュニティ・スクールとして地域と連携した魅力ある学校づくりを推進していく。</p>			

2 教育行政（不登校の現状及び対策）について	議員名	原田議員
【質問の要旨】		
<p>(1) 先月鹿児島県教育委員会が発表した問題行動・不登校等調査の結果は、不登校の児童生徒が最多を更新した。</p> <p>①鹿屋市の現状を示されたい。また、その原因をどのように捉えているか。</p> <p>②フリースクールなど学校外での学びの現状について示されたい。</p> <p>③学びの多様化学校（不登校特例校）の設置は、考えられないか。</p>		
【答弁の要旨】		
①本市の現状とその要因		
<p>○ 本市の不登校児童生徒数は、R6年度は252人、千人当たり27.2人。千人当たりでは国38.6人、県38.2人と比べると低い状況だが、喫緊の課題として様々な取組を行っている。</p> <p>○ 不登校児童生徒数が年々増加している主たる要因は、文部科学省が挙げている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍以降の保護者や児童生徒の登校に対する意識の変化 ・ 特別な配慮を必要とする児童生徒への早期からの適切な指導・支援に係る課題等に加え、「友人関係」や「家庭環境」、「学業不振」などの要因もあると考えている。 <p>○ すべての学校に設置している教室外の居場所「校内支援ルーム」の利用者数は、11月末現在で139人。</p>		
②学校外における学びの現状		
<p>○ 11月末現在で、本市の教育支援センター「マイフレンドルーム」に24人、3か所のフリースクールに19人の児童生徒が通所している。</p> <p>○ 児童生徒は、一人一台端末を活用したオンライン授業への参加や、学習アプリでの主体的な学習などに取り組んでおり、通所している児童生徒間でコミュニケーションをとって心を和らげたり、必要に応じて職員に相談したりしながら学んでいる。</p> <p>これらの状況は、アプリを活用して学校に報告し、心身の健康状態や学びの状況を共有するなどして児童生徒の実態に合わせた必要な支援を行っている。</p>		
③「学びの多様化学校」について		
<p>○ この学校は「不登校の児童生徒を対象に、その実態に配慮した特別な教育課程を編成し、一人ひとりの状況に応じた柔軟な教育を実施する学校」として設置されている。</p> <p>九州管内においては、昨年4月、大分県玖珠町での開校を皮切りに、県内でも、来年4月、さつま町や志布志市で開校が予定されている。</p> <p>○ 本市においては、多様な学習活動の重要性をかんがみ、不登校児童生徒への支援について定めた「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校内外の学びの場である「校内支援ルーム」や「教育支援センター」等の居場所の充実 ・ フリースクール等との緊密な連携による効果的な学習支援 <p>などにより、安心して過ごせる多様な居場所づくりを進めている。</p> <p>○ 「学びの多様化学校」については重要な学校であると認識しているが、設置にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様なカリキュラム編成への対応 ・ 施設整備 ・ 通学手段 ・ 教職員の確保及び適切な配置 <p>等、様々な課題もあることから、現在、積極的な情報収集に努めており、今後も研究を重ねていく。</p>		

3	新型コロナウイルス感染症に対する現時点での検証について	議員名	西 菌 議 員
<p>【質問の要旨】</p>			
<p>(4) 教育現場では、全国的に学級閉鎖やマスク着用等のいろいろな規制があったが、過去の取組も含め、今後また新型コロナウイルス感染症拡大が起こった場合の取組や課題はどうか。また、児童生徒、教職員の心のケアにどう対応したきたか。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p>			
<p>■今後の取組や課題</p>			
<p>○ 先般の新型コロナウイルス感染症の流行の際は、児童生徒の生命と健康を守ることを最優先に、国や県の示す方針・ガイドラインに基づき、令和2年3月からの一斉臨時休業など、児童生徒や教職員、保護者に対し感染拡大防止策を講じてきた。</p> <p>○ 各学校においても、マスク着用や手指消毒、換気の徹底といった基本的な感染症対策はもとより、学校保健安全法等に基づき、感染状況に応じて学校医や関係機関と速やかに連携を図り、学級閉鎖の措置を講じる等、感染拡大防止に努めた。</p> <p>○ 今年度に入り、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症により、学級閉鎖等の措置を講じた学校もあり、改めて基本的な感染症対策の徹底を図っている。</p> <p>○ 今後、再び新たな新型感染症が拡大する事態が発生した場合、これまでの経験で得られた基本的な感染防止対策の徹底や、ICTを活用したオンライン授業による学びの保証等の知見を生かし、対応していくことが重要であると認識している。</p>			
<p>■児童生徒、教職員の心のケア</p>			
<p>○ コロナ過においては、一斉臨時休業などで通常の教育活動が実施できず、友達と会えない、学校で授業ができない状況が生じた。国等の研究では、児童生徒の友達との交流機会が制限され、孤独感や不安感が増大するなどの懸念があった。</p> <p>○ このようなことから、学校においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時休業時は、担任からの電話連絡や、児童生徒宅への家庭訪問等を行い、児童生徒の状況についての把握 ・ 学校再開後は、児童生徒の小さな変化にも気づけるよう、毎日の生活記録の点検や丁寧な健康観察を実施 ・ アンケート調査を基にした教育相談等の実施 <p>などの対応を行った。</p> <p>また、教職員については、コロナ過における消毒作業など、業務量が増えたと考えられることから、ストレスチェックを実施し、高ストレスと判断された教職員は、学校長や産業医の面談を行うなどのケアを行ったところである。</p>			

報告(3) 看護専門学校生に対する市営住宅の紹介について

(学校教育課)

1 紹介の目的及び概要

看護専門学校生の経済的・時間的・身体的負担を軽減するために、看護専門学校近くの市営住宅(平和市営住宅(西原3丁目))を、看護専門学校のホームページ等で周知する。

※ 看護専門学校生の現状(生活面)

- ・ 市内に居住する学生は自宅から通学できるが、市外から入学した学生の多くは市内の賃貸アパート等に入居している。(経済的負担)
- ・ 市外から通学する学生の通学中の交通事故が相次いでいる。(高校を卒業後、入学する学生がほとんどであることから運転技術が未熟である上に、長時間運転に慣れていない。(時間的・身体的負担))
- ・ 学生の約6割程度が奨学金を受けているほか、アルバイトを行う学生も多数いる。(時間的・身体的負担)
- ・ 市外からの入学希望者やその保護者から、入学に関する問合せの際、寮や学校による住宅の紹介の有無に関する質問や遠方からの通学に対する不安の声が聞かれる。(経済的・身体的負担)

2 これまでの実績

(1) 周知開始 令和7年8月から(※入居申込手続きが完了次第、入居可能)

(2) 周知方法

- ・ 看護専門学校ホームページ
- ・ 入学試験合格者に対する文書での案内

(3) 入居希望相談件数 2件(令和7年12月末現在)



(参考) 看護専門学校ホームページ内「一人暮らしをお考えの方へ(市営住宅の賃貸情報)」

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kansen/shiejyutaku.html>

報告(4) 二十歳のつどいについて

(生涯学習課)

1 日時 令和8年1月4日(日) 14時30分～15時30分

2 場所 平和公園串良平和アリーナ

3 日程

受付 13:30～14:30

オープニング 14:30～14:40

(1) お祝いメッセージ上映

(荒武一真さん、芝原叶妃さん、サンシャイン池崎さん、C&Kさん)

式典 14:40～15:15

(1) 開式のことば

(2) 国歌斉唱

(3) 式辞(市長)

(4) 祝辞(森山衆議院議員、花牟礼市議会議長)

(5) 二十歳の誓い

(6) 閉式のことば

つどい 15:15～15:45

(1) 実行委員長あいさつ

(2) 記念品紹介

(3) 祝いの舞(かのやカンパチロウ出演)

(4) 鹿屋ふるさと抽選会

4 対象者

平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

5 式典参加者数

757人 (参考) 令和7年参加者: 746人

6 その他

(1) 実行委員会について

実行委員に19歳4人を加えて10人で実施(昨年度から対象は18～20歳)

(2) 協力団体について

【運営補助】鹿屋市ジュニア・リーダークラブ、鹿屋市ユース・リーダークラブ^{うらら}

【地元企業(提供品)】(有)おいもや、JA鹿児島きもつき、小鹿酒造(株)、かのやばら園、(株)財宝、桜観光そよ風、(株)サクラクレパス、大海酒造(株)、ハマダ商事(有)

(3) 外国人参加者について

3名 (ミャンマー籍2名〈以和貴苑〉、ベトナム籍1名〈マルタ建設〉)

7 当日の様子



【式典】



【誓いの言葉】



【祝いの舞(カンパチダンス)】



【外国籍の参加者】

報告（5）第78回優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）の決定について

（生涯学習課）

1 趣旨

公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらした活動を行い、その活動成果を生かして、人づくり・まちづくり・地域づくりに大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。

2 第78回優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）

- ・受賞館：高隈地区交流促進センター（館長名 前山 徳仁）
- ・受賞決定日：令和7年12月12日
- ・表彰式：令和8年2月6日（オンライン）

3 表彰の理由

- ・地域住民の学習の場として各種講座の充実に努め、同好会等の学習グループの活動支援など地域に根ざした生涯学習拠点施設としての役割を果たしている。
- ・地域内の子供から高齢者まで幅広い世代に開かれた学びと交流の場を提供している。
- ・当該センターは、地域が子どもと学校を応援することを大きな柱として掲げるとともに、生涯学習推進協議会の機能も包括した高隈地区コミュニティ協議会の事務局を担っている。
また、職員が地域のハブとしての役割を果たし、地域全体が一つとなった活動を展開している。
- ・市民講座や短期講座、同好会の内容充実と地域内2か所で行っている寺子屋事業の円滑な運営に取り組んでいる。
- ・センター所長が地域学校協働活動推進員として学校運営協議会に参画し、学校と地域が一体となった取組を推進している。

4 本市における優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）受賞状況

年度等	受賞施設名	備考
令和7年度（第78回）	高隈地区交流促進センター	
令和6年度（第77回）	串良公民館細山田分館	
令和5年度（第76回）	コミュニティセンター吾平振興会館	
令和4年度（第75回）	大始良地区学習センター	
令和3年度（第74回）	東地区学習センター	
令和2年度（第73回）	花岡地区公民館	
平成30年度（第71回）	西原地区学習センター	
平成28年度（第69回）	高須地区学習センター	
平成26年度（第67回）	田崎地区学習センター	
平成20年度（第61回）	中央公民館	
平成14年度（第55回）	串良公民館	合併前
昭和52年度（第29回）	中央公民館	



第10回 キッズビジネスタウン®

開催日：令和8年2月21日(土) **場所：鹿屋女子高等学校**

受付：8:15～ 開会式：9:30～
体験：10:00～14:00

申込：令和8年1月13日(火)7:30～1月23日(金)16:00
本校HPよりお申し込みください ※定員になり次第募集を締め切ります

主催：鹿屋市立鹿屋女子高等学校 共催：鹿屋市教育委員会

第44回 鹿屋市美術展

公募 洋画・日本画・彫刻・工芸・デザイン・写真・手工芸



第43回 鹿屋市長賞 「離ればなれになる日」 鶴田 公人

搬入日：令和8年1月17日(土) 13時30分～16時

令和8年1月18日(日) 9時～16時

搬入先：リナシティかのや2F ギャラリー

会期：令和8年1月31日(土)～2月8日(日)

会場：リナシティかのや2F ギャラリー (鹿屋市大手町1-1)

鹿屋市長賞
20万円 ほか

【市役所展】鹿屋市役所ロビー (令和8年2月9日～2月22日(特別賞受賞作品のみ))

主催 鹿屋市・鹿屋市教育委員会・大隅美術協会・鹿屋市美育協会・(株)まちづくり鹿屋

後援 (学) 南日本新聞社・MBC南日本放送・KTS鹿児島テレビ・南九州新聞社・鹿児島県美術協会

協賛 (学) 鹿屋商工会議所・鹿屋市文化協会・鹿屋ライオンズクラブ・鹿屋西ロータリークラブ・鹿屋肝属法人会
(学) 鹿屋市観光協会・(株)サクラクレパス鹿児島工場・恵仁会・風呂井会計事務所・かのやアートサポーター

お問合せ 鹿屋市教育委員会 生涯学習課 文化振興係 ☎ 0994-31-1138

第44回 鹿屋市美術展（開催要項）

○趣旨	鹿屋市美術展は、優秀な美術作品を一堂に展示することにより、創作する喜びや鑑賞する楽しみを多くの皆様に味わっていただくことを目的とする。																																
○会期	令和8年1月31日(土)～2月8日(日)（9日間） 展示時間 午前9時～午後6時まで（初日は午前10時から、最終日は午後2時まで）																																
○会場	リナシティかのや2F ギャラリー ほか（鹿屋市大手町1番1号 TEL 0994-35-1001）																																
○出品規定	<p>(1) 部門 洋画・日本画(水墨画を含む)・彫刻・工芸・デザイン・写真・手工芸</p> <p>(2) 応募資格 高校生以上(居住地域は問わない)</p> <p>(3) 出品点数 各部門 1人4点以内</p> <p>(4) 出品料 各部門 1点目 2,000円、2点目以降1点につき1,000円 ※高校生は作品点数にかかわらず無料。 ※納入された出品料は、入落選を問わず返却しない。</p> <p>(5) 作品の規格等</p> <p>ア 応募作品は、未発表のものに限る。</p> <p>イ 洋画・日本画 サイズは20号以上50号Sまで、仮縁(縁幅5cm以内)をつけること。 ガラス不可・アクリル可。 ※水彩・水墨・版画は、36.5cm×51.5cm以上 乾いた状態で搬入し、作品が展示できるようにしておくこと(吊り金具・ヒートン・釘)。</p> <p>ウ 彫刻 サイズは等身大まで、重さは70kg以内</p> <p>エ 工芸 [平面] 洋画に準ずる [立体] 重さ70kg以内</p> <p>オ 平面デザイン B全からB2パネル張り</p> <p>カ 写真 作品の画面サイズの長辺を42cm以上とし、76cm×76cm以内のパネル又は額装仕上げとする (半切から大全紙又はA3からA2ノビ)。ガラス不可・アクリル可 ※裏面に展示用紐をつけておくこと。</p> <p>キ 手工芸 [平面] 250cm×250cm以内 [立体] 150cm×100cm×60cm以内で重さ10kg以内 押し花はガラス可 ※複数小作品の場合は固定する。</p> <p>(6) その他 平面作品は裏面左上に、立体作品は背面に作品票を貼付すること。</p>																																
○搬入	<p>搬入日：令和8年1月17日(土) 午後1時30分～午後4時まで 令和8年1月18日(日) 午前9時～午後4時まで ※規定の「出品申込書」に「出品料」を添えること。</p> <p>搬入先：リナシティかのや2F ギャラリー (〒893-0009 鹿屋市大手町1番1号 TEL 0994-35-1001) ※旧マックスパリュ リナシティかのや店駐車場は、45分間の駐車可となります。</p> <p>郵送等受付日：令和8年1月16日(金)のみ(午後5時必着) ※左記日程以外は受取不可</p> <p>送付先：リナシティかのや事務所内 鹿屋市美術展担当宛 (〒893-0009 鹿屋市大手町1番1号) ※「出品申込書」と「出品料」は別途現金書留にて送付のこと。</p>																																
○審査	<p>(1) 審査日：令和8年1月19日(月)</p> <p>(2) 審査結果：令和8年1月23日(金) 審査結果は郵送で通知する。(入賞者はHP掲載)</p> <p>(3) 審査委員長：祝迫 正豊 審査委員：西口 純一・西郷 隆文・大牟禮 史朗・竹下 政博・中垣内 裕子</p>																																
○賞 (副賞有)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">鹿屋市長賞(副賞20万円)</td> <td style="width: 25%;">鹿屋市議会議長賞(副賞5万円)</td> <td style="width: 25%;">鹿屋市教育委員会賞</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>まちづくりかのや賞</td> <td>鹿屋商工会議所会頭賞</td> <td>鹿屋ライオンズクラブ賞</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿屋肝属法人会賞</td> <td>かのやアートサポーター賞</td> <td>南日本新聞社賞</td> <td></td> </tr> <tr> <td>MBC南日本放送賞</td> <td>KTS鹿屋島テレビ賞</td> <td>恵仁会賞</td> <td></td> </tr> <tr> <td>T氏(新人)賞</td> <td>南九州新聞社賞</td> <td>鹿屋市文化協会賞</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿屋西ロータリークラブ賞</td> <td>鹿屋市観光協会賞</td> <td>鹿児島県美術協会賞</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大隅美術協会賞</td> <td>大隅はんどくらふと協会賞</td> <td>奨励賞(若干名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委嘱作家賞</td> <td>生涯学習賞</td> <td>※市長賞作品は市へ寄贈</td> <td></td> </tr> </table>	鹿屋市長賞(副賞20万円)	鹿屋市議会議長賞(副賞5万円)	鹿屋市教育委員会賞		まちづくりかのや賞	鹿屋商工会議所会頭賞	鹿屋ライオンズクラブ賞		鹿屋肝属法人会賞	かのやアートサポーター賞	南日本新聞社賞		MBC南日本放送賞	KTS鹿屋島テレビ賞	恵仁会賞		T氏(新人)賞	南九州新聞社賞	鹿屋市文化協会賞		鹿屋西ロータリークラブ賞	鹿屋市観光協会賞	鹿児島県美術協会賞		大隅美術協会賞	大隅はんどくらふと協会賞	奨励賞(若干名)		委嘱作家賞	生涯学習賞	※市長賞作品は市へ寄贈	
鹿屋市長賞(副賞20万円)	鹿屋市議会議長賞(副賞5万円)	鹿屋市教育委員会賞																															
まちづくりかのや賞	鹿屋商工会議所会頭賞	鹿屋ライオンズクラブ賞																															
鹿屋肝属法人会賞	かのやアートサポーター賞	南日本新聞社賞																															
MBC南日本放送賞	KTS鹿屋島テレビ賞	恵仁会賞																															
T氏(新人)賞	南九州新聞社賞	鹿屋市文化協会賞																															
鹿屋西ロータリークラブ賞	鹿屋市観光協会賞	鹿児島県美術協会賞																															
大隅美術協会賞	大隅はんどくらふと協会賞	奨励賞(若干名)																															
委嘱作家賞	生涯学習賞	※市長賞作品は市へ寄贈																															
○搬出	令和8年2月8日(日) 午後2時～午後4時まで ※受賞作品の一部は別日の搬出となります。(2/22)																																
○表彰式	令和8年2月8日(日) 午後6時～ ホテルこばやし(予定)																																
○跟人品取扱店	山崎文科堂 TEL 0986-23-5151 ※その他、ご利用されている画材店にご確認ください。																																
○免責事項	主催者は、搬入後の出品物について十分配慮して取り扱いますが、不測の事態についてはその責を負わない。																																
○その他	<p>・作品展示は入選以上の作品とする。また、展示作品はホームページ上で公開する。</p> <p>・受賞作品の一部については、市役所ロビーで展示をします。(令和8年2月9日～2月22日)</p>																																

【連絡先】

鹿屋市教育委員会 生涯学習課（鹿屋市美術展事務局）
〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号 TEL 0994-31-1138 FAX 0994-41-2935
鹿屋市美術展URL
<https://www.city.kanoya.lg.jp/bunsin/bunka/bunka/bunkajigyo/shibitentop.html>



令和7年度鹿屋市自主文化事業

高校生ミュージカル

令和8年
2月21日(土) 2月22日(日)

開場 15時30分 開演 16時00分
開場 13時30分 開演 14時00分

会場 リナシティかのや
鹿児島県鹿屋市大字町1番1号

主催 鹿屋市教育委員会 ■ 企画・制作(株)まろづくり鹿屋
問い合わせ 鹿屋市文化館 0994-44-5115

鑑賞料金 (税込、全席指定)
SS席 3,000円 S席 2,500円 A席 2,000円
※高校生以下500円引き、未就学児入場不可、当日券の窓口購入は500円増し

チケット販売所
鹿屋市文化会館、リナシティかのや3階売店
(TEL: 0994-44-5115) (TEL: 0994-35-1001)

電子チケット (teket)
スマートフォンやパソコンから、チケットをご購入いただけます。(座席指定可)
QRコードよりご購入いただけます。お支払い方法はクレジットカードまたはコンビニでのお支払いとなります。(コンビニでのお支払いは別途支払い手数料が必要となります。)公演中止の場合を除き、チケット購入後の返金、交換等はできません。車椅子席をご希望のお客様は鹿屋市文化会館へご連絡ください。

※お車で越しのお客様は、かのやイベント広場駐車場、まちなかパーク駐車場、ヒット88駐車場、ハローワーク駐車場、城山駐車場をご利用ください。

オオスミ大好き！
～演じ継がれるオオスミの物語～



高校生ミュージカル
ヒメとヒコ

ヒメとヒコ ～19年の変遷～

2007年2月に産声をあげたヒメヒコも、鹿屋の皆様の温かい応援のおかげで早19年。その19年を振り返ってみましょう。

2006年・春

原作者・松永太郎が沖縄から帰郷したこの年に、鹿屋にはリナシティかのやがオープン。若き松永のいささか無謀(沖縄流ハッタリ)な持ち込み企画として、地元の高校生のミュージカルが提案される。当時のリナシティ専務は口をあんぐりさせたらしい。

2006年・夏

紆余曲折ありながらも企画にGoサインが出る。しかし松永はまだ内容をちっとも考えていなかった。急がないと本番は年が明けて2月。高校時代にあった古墳見学の授業の思い出から、ヒメヒコの物語を発想し、大急ぎで脚本を書く。

2006年・夏

同時に出演者の確保に動く。鹿屋女子高校の演劇部と音楽部が力を貸してくれることになる。そして国分中央高校ダンス部。後に全国の強豪高となるチームも松永の強引なオファーにほだされて(たぶん半信半疑で)、出演を快諾してくれる。

2007年・2月

リナシティかのやにて初演。何もかも初めての手探り自主制作ミュージカル。終わってホッと胸をなで下ろしているスタッフの前で、今度は感極まった高校生たちが「来年もやりたいです!」と直訴する。当時の社長が男気で「分かった!」と快諾。やっと終わったと安堵していたスタッフは再び崩れ落ちる。ここから毎年2月の鹿屋公演が続いていくことになる。

2008年・2月

二年目の公演では前作からリニューアル。というか、出演者が変わるので自ずと演出も変わっていくスタイルが始まっていく。そのまま20年も変わり続けるとは誰も(松永も)思っていなかった。

2008年・8月

ヒメヒコが奄美と大隅の交流物語ということで多くの関係者の努力もあり、まさかの奄美公演が実現する。本場、奄美での公演。劇中の様々なシーンで盛大な指笛が鳴り響く会場。ヒメヒコに対する島人(シマツチ)の熱狂は度まじかった。奄美高校、大島高校の高校生も共演を果たす。

2009年・夏～秋

この年は沖永良部島での公演。この年は台風に翻弄されながらも2年連続で奄美群島での公演を行った。また、松永の生まれ故郷である志布志市松山での公演も行った。

2010年・冬

象徴装太刀 PR プロジェクトとして youtube 動画を制作。そして国分中央高校のお膝元である霧島市民会館での公演を行う。動画には今でもカーテンコールで歌い続けられている「帰るべきところ」という曲が初めて完成し披露されるシーンが収録されている。

こうして鹿屋の地で産声を上げ、毎年公演が恒例になったヒメヒコ。しかしこの後、コロナ禍をはじめ、様々な苦難やバブニングも。(以降の様子は、2月公演パンフレットに掲載予定。)



参加募集(鹿屋市の5年生 全員あつまろう!)

令和7年度

鹿屋市子ども会大会



- 楽しみ① 昼食はカレーライス(無料!!)
- 楽しみ② 学校対抗綱引き大会!
- 楽しみ③ 他校の5年生と友だちになれる!

対象：鹿屋市内の小学5年生 約1,000人

(子ども会未加入者も対象)
(地域事情に応じて4年生以下も参加OK)

日時：令和8年1月17日(土)

9時～16時30分

場所：串良平和アリーナ

参加費：無料

持ち物：館内用シューズ、筆記用具
水筒、タオル、防寒具
動きやすい服装

※食物アレルギーをお持ちの方は、
昼食をご持参ください。



【申込方法】

二次元コードまたはお電話にて申込ください。⇒
令和7年12月19日(金)締切




<https://logoform.jp/f/ITqja>

鹿屋市子ども会育成連絡協議会

電話：0994-31-1138

Mail：syougaku@city.kanoya.lg.jp

令和7年度 鹿屋市子ども会大会 開催要項

- 1 **趣 旨** 子ども会活動の中心的な担い手となる小学5年生を対象として、リーダーシップの基礎や、活動を企画・運営する実践的な能力を身につけるとともに、市内の仲間との交流を通じて新しい連帯感を醸成します。この学びと出会いを通じて、子どもたち一人ひとりの成長を促し、ひいては子ども会活動全体の活性化へと繋げることを趣旨として開催する。
- 2 **主 催** 鹿屋市子ども会育成連絡協議会
大隅地域子ども会育成連絡協議会
- 3 **後 援** 鹿屋市教育委員会
- 4 **運営補助** 鹿屋市ユース・リーダークラブ 麗
鹿屋市ジュニア・リーダークラブ
- 5 **協 力** 細山田子ども食堂
鹿屋市中央生活学校(みんなでわいわい子ども食堂)
- 6 **日 時** 令和8年1月17日(土)
受付開始 午前8時30分
研修時間 午前9時～午後4時30分
- 7 **場 所** 串良平和アリーナ(鹿屋市串良町有里4820-1)
- 8 **対 象** 鹿屋市内の小学5年生(子ども会未加入者も対象)
- 9 **参加費** 無料
- 10 **昼 食** 子ども食堂にて昼食を用意(希望者)する。
食物アレルギーをお持ちの方は持参とする。
- 11 **持ち物** ・館内用シューズ ・筆記用具 ・水筒 ・タオル
・動きやすい服装 ・防寒具
- 12 **申込方法** 令和7年12月19日(金)までに、個人で申込ください。
二次元コードまたはお電話による申込
鹿屋市子ども会育成連絡協議会
(鹿屋市教育委員会生涯学習課内) 0994-31-1138

<https://logoform.jp/f/lTqja>
- 13 **その他** 大会中は、主催者側で記録のために写真撮影を行う場合があります。
撮影した写真は、広報活動(広報誌、ホームページ等)に使用させていただきます。
いただくことがありますので、予めご了承ください。

【令和8年1月17日(土)】

時 間	内 容
8:30~ 9:00	受付
9:00~ 9:15	開会式
9:15~10:15	仲間づくり（1時間） 子ども会で使えるレクリエーションの実践
	休憩
10:30~11:30	危険予知トレーニング（1時間）
11:30~12:30	昼食（1時間）
12:30~13:30	体を動かそう（1時間） 学校対抗綱引き大会
	休憩
13:45~16:15	子ども会を盛り上げる企画を考えよう！（2.5時間）
16:15~16:30	閉会式、イン・リーダー証授与
16:30	解散

お知らせ⑤ 寺子屋シンポジウムについて

(生涯学習課)

令和7年度鹿屋寺子屋シンポジウムを、下記のとおり開催します。

記

1 目的

鹿屋寺子屋事業について、活動発表や講演を聴くことによって事業の事例を参考に、それぞれの取組について成果と課題について考え、今後の寺子屋事業の展望と方向性を探る。

2 主催

鹿屋市教育委員会

3 日時

~~令和8年1月15日(木)~~ → 【変更日】 令和8年2月16日(月) 13:30～16:25

※講師の都合により、上記に変更

4 場所

リナシティかのや 3階ホール

5 対象者

寺子屋指導員、町内会長、民生・児童委員、市内小中学校職員、PTA会員、近隣市町教委社会教育担当、市民会議構成団体、一般市民等

参加者数見込み：約200人【参考 令和6年度参加者115人】

6 日程

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 受付 | 13:00～13:30 |
| (2) 開会行事 | 13:30～13:35 |
| (3) 寺子屋事業説明 | 13:35～13:50 |
| (4) 活動発表 | 13:50～14:20 |
| (5) ディスカッション | 14:20～14:50 |
| (6) 講演 | 15:00～16:20 |
| (7) 閉会行事 | 16:20～16:25 |

【令和6年度寺子屋シンポジウムの様子】

